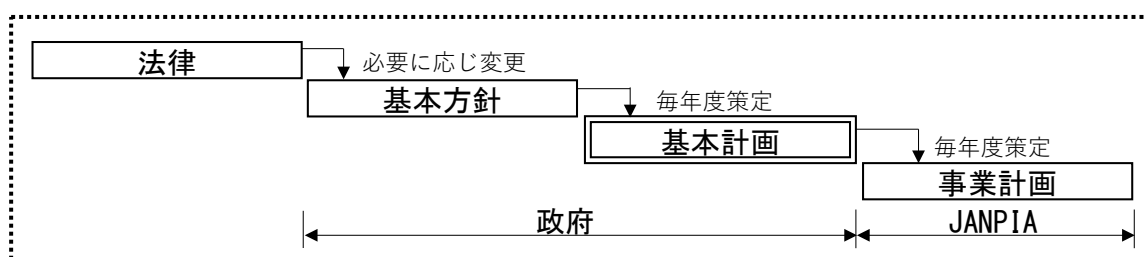


2023 年度「休眠預金等交付金活用推進基本計画」の策定について

内閣府休眠預金等活用担当室
令和 5 年 2 月

1. 基本計画の位置付け

政府は、基本方針に即し、毎年度「基本計画」を定めることとされている（休眠預金等活用法第 19 条）。



2. 2023 年度基本計画のポイント

- ① 通常枠の助成総額の目安を 40 億円とすること（22 年度と同額）
新型コロナ及び原油価格・物価高騰対応支援枠を継続し、助成総額の目安を 35 億円とすること
（コロナ：40 億円→15 億円、原油等：16 億円→20 億円）
- ② JANPIA における、資金分配団体に対する監督の強化並びに調査及び研究機能の充実に必要な人員の拡充に係る所要経費を 23 年度収支予算に計上すること
- ③ 5 年後見直しに関し、今後、法改正が行われる時には、基本方針並びにこれに基づく基本計画及び事業計画等を変更すべきことを示すこと

3. 5 年後見直しとの関係

「休眠預金等活用法の 5 年後見直しの対応方針」（令和 4 年 12 月 16 日内閣府）に基づく見直し事項については、今後段階的に実施されていくことから、それに合わせて、基本方針及び基本計画、事業計画等を変更することとする。【別紙参照】

① 4月1日より実施

政府		JANPIA
基本方針	基本計画	事業計画
		作成

② 法改正が行われた場合、速やかに実施（9月予定）

政府		JANPIA
基本方針	基本計画	事業計画
変更	変更	変更

③ 法改正が行われた場合、準備期間を経て実施（12月予定）

政府		JANPIA
基本方針	基本計画	事業計画
	変更	変更

5年後見直し事項の実施時期について

別紙

	法律事項						運用事項							
	非資金的 支援による団体の 能力強化	出資	目的規定 (リ-シャルセク ター支援)	法の見直 し規定	国際 協力 (※1)	JANPIA 事務費	助成限度 額の決定 方法(中 期目標)	行政施策 との役割 分担	自己資金 の確保	成長期・ 成熟期の 活動支援	同一事業 の再申請・ 事業期間 の延長	PO 関連 経費の 助成	国際 協力 (※2)	(コロナを 理由とし た)事業期 間の延長
R5年														
4/1														
6月 目途	改正法の公布				法施行①									
9月	政府「基本方針」変更													
							<ul style="list-style-type: none"> ・ 政府「23年度基本計画」変更 ・ JANPIA「23年度事業計画」変更 							
12月							<ul style="list-style-type: none"> ・ 政府「23年度基本計画」変更 ・ JANPIA「23年度事業計画」変更 							
					法施行②									

(※1) 法施行①は、社会課題の背景の例示に「国際化」を追記すること。9月の「基本方針」等の変更は、国外活動の取扱いに係るもの。

(※2) 国内で NGO 等が行う活動にも本制度が利用可能であることを周知。